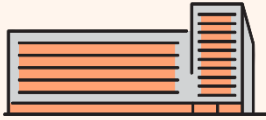


本年4月以降に行う一括登録における関係者の役割



(1) 登録とりまとめ担当（別紙1～3各表①）

(2)所轄庁のうち、他の所轄庁が施設・事業所から回収・集約した登録様式もまとめて、こども家庭庁に提出するものをいいます。

※ 他の所轄庁のまとめた登録様式の内容の確認までは求められません。



(2) 所轄庁（別紙1～3各表②）

地方公共団体、教育委員会等の、学校、保育所等を監督する公的機関をいいます。

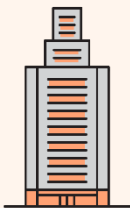
所轄する各施設・事業所(学校、保育所等)が必要な情報を記入した一括登録の様式を回収・集約し、内容を確認して、(1)登録とりまとめ担当にエスケーションすることが必要です。



(3) 施設・事業所（別紙1～3各表③）

学校、保育所等、事業を運営する場所をいいます。

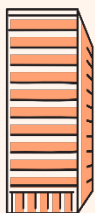
施設・事業所の運営者は、施設・事業所の情報や、その設置者である学校設置者等の情報等を登録様式に入力し、(2)所轄庁に提出することが必要です。



(4) 学校設置者等（別紙1～3各表④）

学校を設置する教育委員会や学校法人、保育所を設置する地方自治体や社会福祉法人等、(3)施設・事業所の設置者をいいます。

従事者の犯罪事実確認等を行うシステムのアカウント登録のため、GビズIDを取得し、(3)施設・事業所に登録します。



(5) 情報共有者

- ・ 県費負担教職員がいる場合の都道府県教育委員会
 - ・ 指定管理・委託の場合の施設・事業所の運営者(=施設等運営者)
- をいいます。

学校設置者等と同様、システム利用には、GビズIDの取得等が必要です。

○ GビズID取得の流れ

